

行政活動の評価に関する条例施行規則

平成 14 年宮城県規則第 26 号

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）
- 第 2 章 政策評価及び施策評価（第 3 条―第 14 条）
- 第 3 章 大規模事業評価（第 15 条―第 21 条）
- 第 4 章 公共事業再評価（第 22 条―第 29 条）
- 第 5 章 雑則（第 30 条）
- 附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この規則は、知事が行う行政活動の評価について、行政活動の評価に関する条例（平成 13 年宮城県条例第 70 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（評価の種類）

第 2 条 条例第 4 条第 1 項第 1 号の評価の種類は、次のとおりとする。

- (1) 政策評価
- (2) 施策評価

2 条例第 4 条第 1 項第 2 号の評価の種類は、次のとおりとする。

- (1) 大規模事業評価
- (2) 公共事業再評価

第 2 章 政策評価及び施策評価

（定義）

第 3 条 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 政策評価指標 県の政策に関し、当該政策を構成する施策を単位として、その長期的な目標を定量的又は定性的に示す方法により設定した指標及びその目標値をいう。
- (2) 達成度 前条第 1 項第 1 号の政策評価（以下「政策評価」という。）及び同項第 2 号の施策評価（以下「施策評価」という。）を行う年における政策評価指標の目標値に対する現況の値の割合をいう。
- (3) 満足度等 条例第 7 条第 1 項の政策、施策及び事業に関する県民の満足度、重視度その他の意識に関する情報をいう。

（政策評価及び施策評価の範囲）

第 4 条 政策評価は、政策を構成する施策のうち政策評価指標が設定されているもの（次項において「指標設定施策」という。）について行うものとする。

2 施策評価は、指標設定施策を構成する事業について行うものとする。

（政策評価及び施策評価の時期）

第 5 条 政策評価及び施策評価は、毎年度、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第

1 項第 3 号に規定する決算の認定についての議案を提出する日の前日までに行うものとする。

(政策評価及び施策評価の基準)

第 6 条 政策評価は、政策の目的の必要性、有効性及び効率性を考慮し、施策の進捗状況等から見て、成果があるかどうかを基準として行うものとする。

2 施策評価は、施策の目的の必要性、有効性及び効率性を考慮し、達成度、満足度等及び社会経済情勢並びに事業の実績及び成果等から見て、成果があるかどうかを基準として行うものとする。

(政策評価及び施策評価の方法)

第 7 条 政策評価と施策評価は、政策、施策及び事業の関係を踏まえて、一連のものとして行うものとする。

2 政策評価は、施策の進捗状況等を定期的かつ継続的に把握し、及び分析し、前条第 1 項の基準に基づき、客観的に判定を行うものとする。

3 施策評価は、達成度、満足度等、社会経済情勢、事業の実績、成果等を定期的かつ継続的に把握し、及び分析し、前条第 2 項の基準に基づき、客観的に判定を行うものとする。

(社会調査の種類)

第 8 条 条例第 7 条第 1 項の規定による満足度等を把握するための社会調査（以下「社会調査」という。）の種類は、県民意識調査及び対象者意識調査とする。

(社会調査の時期)

第 9 条 県民意識調査における満足度等の把握は、政策評価及び施策評価を行う年度の前年度の末日までに行うものとする。

2 前項の規定により把握した満足度等については、集計及び分析をした後、政策評価及び施策評価を行う年度の 6 月 30 日までに取りまとめ、当該政策評価及び施策評価に反映させるものとする。

3 前 2 項の規定にかかわらず、前条の対象者意識調査については、同条の県民意識調査の結果に応じて、又は政策評価及び施策評価の実施に当たり、知事が必要と認める時期に行うものとする。

(社会調査の方法)

第 10 条 社会調査は、次の各号に掲げる調査の種類に応じ、当該各号に定めるところにより行うものとする。

(1) 県民意識調査 無作為に抽出した県民を対象として、調査票を送付し、及び回収する方法その他の方法により、個人ごとに満足度等を調査する。

(2) 対象者意識調査 県の特定の施策又は事業により提供される行政サービスの利用者等を対象として、調査票を送付し、及び回収する方法その他の方法により、個人又は団体ごとに満足度等（当該施策又は事業に係るものに限る。）を調査する。

(県民意見聴取の時期)

第 11 条 政策評価及び施策評価における条例第 9 条第 1 項の規定による県民の意見の聴取（以下「県民意見聴取」という。）は、条例第 5 条第 2 項の規定により同条第 1 項の書面を公表した後速やかに、2 週間以上の期間を定めて行うものとする。

(県民意見聴取の方法)

第12条 政策評価及び施策評価における県民意見聴取は、条例第5条第1項の書面に対する意見を公募することにより行うものとする。

2 前項の規定による公募は、郵便、ファクシミリ、電子メール等県民が意見を容易に表明できる手段を用いて行えるようにしなければならない。

3 聴取した県民の意見については、宮城県行政評価委員会（以下「委員会」という。）の審議に資するため、情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号）第8条第1項各号のいずれかに該当して不開示となる情報を除き、当該意見に対する見解を加えた上で取りまとめ、委員会に提出するものとする。

(政策評価及び施策評価に係る評価書の作成)

第13条 条例第10条第1項第4号の規則で定める事項は、政策評価及び施策評価については、評価に係る委員会の意見及び当該意見に対する県の対応方針とする。

(評価結果の反映)

第14条 知事は、毎年度、翌年度の政策、施策及び事業に関する企画立案、翌年度の予算の編成並びに翌年度の組織の運営方針の決定を行うに当たっては、政策評価及び施策評価に関する情報（政策、施策及び事業に関する企画立案を行う場合に限る。）並びに政策評価及び施策評価の結果を重要な情報として活用し、当該企画立案、予算の編成及び組織の運営方針の決定に適切に反映させるものとする。

第3章 大規模事業評価

(大規模事業評価の範囲等)

第15条 条例第4条第1項第2号アの規則で定める大規模な事業は、県が事業主体である事業であって、次のいずれかに該当するもの（災害の復旧又は防止のため、緊急に行う必要がある事業を除く。）とする。

(1) 全体事業費が150億円以上の公共事業

(2) 全体事業費が50億円以上の施設整備事業（知事が別に定める事業を除く。）

2 前項第1号の「公共事業」とは、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第2項に規定する公共施設等の整備等に関する事業（同条第1項第2号に規定する公用施設に係るものを除く。）に該当する事業であって、農政部、水産林政部及び土木部が所管するものをいい、前項第2号の「施設整備事業」とは、それ以外の同条第2項に規定する公共施設等の整備等に関する事業に該当する事業をいう。

3 第2条第2項第1号の大規模事業評価（以下「大規模事業評価」という。）の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、その内容は当該各号に定めるところによる。

(1) 計画評価 第1項第1号又は第2号の事業について、事業着手（事業に係る基本計画の策定又はそれに相当する行為をいう。以下同じ。）の前に行う評価

(2) 事業再評価 第1項第2号の事業として前号の計画評価（以下「計画評価」という。）を行った事業について、事業着手をした年度から起算して5年度以内に用地買収の手続又は工事のいずれも行われないことが見込まれる場合（計画評価において実施が適切と判定した事業について、計画評価を行った年度から起算して5年度以内に事業着手がなされないことが見込まれる場合を含む。）に行う評価

(大規模事業評価の時期)

第16条 計画評価は、評価の対象とする事業に係る次に掲げる項目の概要が定まった後、当該事業に係る事業着手のための経費を計上する予算を編成するまでに行うものとする。

- (1) 事業の必要性
- (2) 事業の規模
- (3) 施設の基本的機能
- (4) 事業の実施場所
- (5) 事業の効果
- (6) 全体事業費

2 前項の規定にかかわらず、既に計画評価を行った事業について、事業着手までの間に、当該計画評価に係る同項各号に掲げる項目の概要に著しい変更が生じたときは、再度計画評価を行うものとする。

3 前条第3項第2号の事業再評価（以下「事業再評価」という。）は、評価の対象とする事業について、同号に規定する期間の最終年度において、翌年度の予算を編成するまでに行うものとする。

(大規模事業評価の基準)

第17条 計画評価は、次の各号に該当するかどうかを基準として行うものとする。

- (1) 事業が社会経済情勢から見て必要であること。
- (2) 県が事業主体であることが適切であること。
- (3) 事業を行う時期が社会経済情勢から見て適当であること。
- (4) 事業の手法が適切であること。
- (5) 事業の実施場所が適切であること。
- (6) 事業が社会経済情勢から見て効果的であること。
- (7) 事業の実施に伴う環境への影響が少ないこと。
- (8) 事業の経費が適正であること。

2 事業再評価は、前項各号及び次の各号に該当するかどうかを基準として行うものとする。

- (1) 事業の進捗状況が順調でないことについて相当の理由があること。
- (2) 事業を中止した場合に大きな弊害が生ずること。

(大規模事業評価の方法)

第18条 大規模事業評価は、その対象とする事業（以下「対象事業」という。）ごとに、前条の基準について定性的又は定量的に分析した後、県民の視点に立って、当該対象事業を実施し、又は継続することが適切であるかどうかを判定することにより行うものとする。

(県民意見聴取の時期)

第19条 第11条の規定は、大規模事業評価における県民意見聴取の時期について準用する。

(県民意見聴取の方法)

第20条 第12条第1項から第3項までの規定は、大規模事業評価における県民意見聴取の方法について準用する。

(大規模事業評価に係る評価書の作成)

第21条 条例第10条第1項第4号の規則で定める事項は、大規模事業評価については、評価の経過及び評価に係る委員会の意見とする。

第4章 公共事業再評価

(公共事業再評価の範囲)

第22条 条例第4条第1項第2号イの規則で定める公共事業は、県が事業主体である第15条第2項に規定する公共事業であって、次のいずれかに該当するもの（災害の復旧又は防止のため、緊急に行う必要がある事業及び維持管理事業その他の現状の機能を確保するための事業を除く。）とする。

ただし、休止中の公共事業（事業に着手した後に当該事業を継続するための経費を計上する予算の編成が見込まれないため、実施されていない事業をいう。次条において同じ。）にあっては、休止期間を含めた事業期間が第1号から第4号までに規定する期間に達した後に当該事業を再開しようとする場合又は第5号に掲げる場合のいずれかに該当するものに限る。

- (1) 事業着手をした年度から起算して5年度以内に用地買収の手続又は工事のいずれも行われなかったことが見込まれるもの
- (2) 事業着手をした年度から起算して10年度（国庫補助事業であって当該国庫補助事業を所管する省庁においてそれ以外の期間が定められているものについては、当該定められた期間）以内に事業の完了が見込まれないもの（県単独事業であって、事業着手をした年度から起算して11年度以内に事業の完了が見込まれるものを除く。）
- (3) 第2条第2項第2号の公共事業再評価（以下「公共事業再評価」という。）を行った年度の翌年度から起算して5年度（国庫補助事業であって当該国庫補助事業を所管する省庁においてそれ以外の期間が定められているものについては当該定められた期間とし、下水道事業については10年度とする。）以内に、用地買収の手続若しくは工事のいずれも行われなかったことが見込まれるもの又は事業の完了が見込まれないもの（県単独事業であって、公共事業再評価を行った年度の翌年度から起算して6年度以内に事業の完了が見込まれるものを除く。）
- (4) 事業の準備又は計画に係る調査費（国庫補助の対象になるものに限る。）が予算に計上された年度から起算して5年度以内に事業着手をしないことが見込まれるもの（地域高規格道路事業及びダム事業に限る。）
- (5) 社会経済情勢の急激な変化、住民の要望の変化等事業の円滑な推進に課題を抱えており、特に今後の展開について判断が必要とされるもの

(公共事業再評価の時期)

第23条 公共事業再評価は、次の各号に掲げる公共事業の区分に応じ、当該各号に定める時期に行うものとする。

ただし、休止中の公共事業のうち前条ただし書に該当するものにあつては、評価を行う年度において、翌年度の予算を編成するまでに行うものとする。

- (1) 前条第1号から第4号までに掲げる公共事業 同条第1号から第4号までに規定する期間の最終年度において、翌年度の予算を編成するまでに行うものとする。
- (2) 前条第5号に掲げる公共事業 評価を行う年度において、翌年度の予算を編成するまでに行うものとする。

(公共事業再評価の基準)

第24条 公共事業再評価は、次の各号に該当するかどうかを基準として行うものとする。

- (1) 事業の進捗状況が順調であること又は順調でない場合にあっては、相当の理由があること。
- (2) 事業を取り巻く社会経済情勢等の変化に対応していること。
- (3) 事業の実施とその代替案とを比較検討した場合、当該事業の実施が妥当であること。
- (4) 事業の経費の縮減について検討した内容が適正であること。
- (5) 事業の経費に対する効果の比率が適正であること。

(公共事業再評価の方法)

第25条 公共事業再評価は、その対象とする公共事業（以下「対象公共事業」という。）ごとに、前条の基準について定性的又は定量的に分析した後、県民の視点に立って、当該対象公共事業を継続することが適切であるかどうかを判定することにより行うものとする。

(県民意見聴取の時期)

第26条 第11条の規定は、公共事業再評価における県民意見聴取の時期について準用する。

(県民意見聴取の方法)

第27条 第12条第1項から第3項までの規定は、公共事業再評価における県民意見聴取の方法について準用する。

(公共事業再評価に係る評価書の作成)

第28条 条例第10条第1項第4号の規則で定める事項は、公共事業再評価については、評価の経過及び評価に係る委員会の意見とする。

(国庫補助事業に関する特例)

第29条 国庫補助事業について公共事業再評価を行うに当たり、当該国庫補助事業を所管する省庁から公共事業再評価のための指針等が示された場合は、この規則によるほか、当該指針等に従って公共事業再評価を実施するものとする。

- 2 知事は、国庫補助事業を所管する省庁の担当部局と、適宜協議を実施するなど、密接な連携及び調整を図るものとする。

第5章 雑則

(委任)

第30条 この規則に定めるもののほか、知事が行う行政活動の評価について、条例及びこの規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。
(従前の評価を行った事業に関する特例)
- 2 この規則の施行前に宮城県大規模事業評価実施要領（平成13年3月29日付け政第66号企画部長通知）による廃止前の宮城県大規模事業評価要綱（平成11年5月17日付け政第11号企画部長通知）第2条に規定する計画評価を行った事業については、当該計画評価をこの規則に基づく計画評価とみなして、この規則の規定を適用する。
- 3 前項の規定によりこの規則の規定が適用されることとなる事業のうち、計画評価の結果、実

施が保留となっているものについては、事業再評価は、当該保留が解除された年度から起算して5年度以内に工事が行われなかったことが見込まれる場合に、当該期間の最終年度において、翌年度の予算を編成するまでに行うものとする。

4 この規則の施行前に宮城県行政評価要綱（平成13年2月26日付け政第57号企画部長通知）第3条第1項第4号に規定する公共事業再評価又は宮城県公共事業再評価実施要領（平成13年4月10日付け土総第16号土木部長通知）による改正前の宮城県公共事業再評価実施要領（平成10年11月26日付け土企第261号土木部長通知）第1に規定する再評価を行った事業については、当該公共事業再評価及び再評価をこの規則に基づく公共事業再評価とみなして、この規則の規定を適用する。

5 平成10年度において、事業着手の後5年以上を経過し、かつ、用地買収の手続又は工事のいずれも行われていない事業として前項の再評価を行った事業については、第22条第2号の規定は、適用しない。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年11月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

